

介護職員等処遇改善加算にかかる「見える化要件」について

当社は、介護職員等処遇改善加算を算定しております。算定要件の一つである職場環境等要件に関する「見える化要件」について、以下のとおり定めております。

区 分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築提供</li><li>・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施</li></ul>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li><li>・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</li><li>・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</li></ul>
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li><li>・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備</li><li>・有給休暇が取得しやすい環境の整備</li></ul>
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施</li><li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li></ul>
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</li><li>・5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li></ul>
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li><li>・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</li></ul>